



過措置期間届出品」と記載されていなければならないこと。また、外部の容器又は外部の被包によってその記載が透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも同様の事項を記載すること。

- 2 改正政令附則第2条の規定に基づき、その直接の容器又は直接の被包に薬事法第63条の規定に適合する表示が必要であること。

なお、外部の容器又は外部の被包によってその記載が透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも同様の事項を記載すること。

- 3 シール等の貼付によって法定表示を行うことも差し支えないが、製造販売業者の責任の下、製造販売業者が自ら又は製造業者に委託して行うこと。

(別記)

各 地方厚生局長

国立医薬品食品衛生研究所長

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 理事長

日本医療機器産業連合会 会長

米国医療機器・IVD 工業会 会長

欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会 委員長

社団法人日本コンタクトレンズ協会 会長

日本医療機器販売業協会 会長